

**翻訳 ジャン=ポール・セレ著 フランスにおける  
刑罰執行法の最近の展開 : ヨーロッパ法および国  
際法の影響**

著者	岡上 雅美
雑誌名	筑波法政
巻	44
ページ	175-187
発行年	2008-02-15
その他のタイトル	<Translation> Jean-Paul Cere, Les evolutions recentes du droit de l'execution des peines en France: l'influence du droit europeen et international
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2241/00156127">http://hdl.handle.net/2241/00156127</a>

ジャン・ポール・セレ著 フランスにおける  
刑罰執行法の最近の展開…ヨーロッパ法および国際法の影響

岡 上 雅 美 訳

〔訳者はしがき〕

以下に訳出するのは、二〇〇七年四月一七日に龍谷大学法  
科大学院において行われた標記題名の講演である。講演者の  
セレ助教授（フランス・ポー大学法学部／ブラジル・カンポ  
大学法学部）は、行刑法および交通刑法を専門とする新進の  
刑法学者・犯罪学者である。フランスの行刑のあり方は、  
ヨーロッパ・レヴェルで見ても、高水準とはいえない、むし  
ろ問題点ないし課題の多いものであったといつてよいだろ  
う。しかし、絶対的な意味ですなわち何らの改善・改革をも  
必要としないという意味で「理想的」な行刑運営というもの  
はありえないし、むしろ、その時々々の行刑思想、刑罰・処遇  
理念、人權の発展状況、専門諸科学の知見など諸々の諸基準  
から見て、その時代ごとに研鑽されていくべきものである。  
フランスの行刑も、近時さまざまな改革がなされており、一

定の成果を挙げているが、本講演は、フランス刑事法の新た  
な情報として有益であり、国際的背景およびヨーロッパ内の  
諸事情が、それらの改革の背景にあることが示されている。  
行刑決定等に対する異議申立など手続の整備、裁判所の関与  
等、これらは、わが国の行刑改革の今後にとつても示唆に富  
むものであるように思われる。

なお、本講演の開催を快くお引き受けくださった龍谷大学  
の刑事法スタッフの先生方には、この場をお借りして、厚く  
御礼申し上げます。これらの方々の御厚意がなければ、本講演  
もこの翻訳も世に出ることはなかったものである。そしてま  
た、講演当日に、活発な質疑応答に加わってくださった関係  
者各位にも御礼申し上げます。

\* \* \*

## 〔講演〕

刑罰執行法とは、刑事判決執行法、行刑法および刑罰適用法をすべて含む総称的な領域である。これは、公法と刑法とが交錯する混合的領域である。

刑事判決執行法は、検察が刑罰を執行させることに関連する。刑事訴訟法典第七〇七条の適用により、刑の執行は、主に検察に委ねられる。

行刑法は、行刑施設の運用に関連し、拘禁状況、受刑者の権利義務、受刑者の懲戒制度、受刑者と外部との関係等を定める。

刑罰適用法は、すべての刑罰おもに自由剥奪刑および制裁または刑罰の調整に瑕疵があった場合の保全措置の調整の検討にかかわる。もちろん明らかに、これはすべての手続および管轄規則をも含む。

これに関するヨーロッパ法は、三つの主な法原を含む。もちろん第一に、ヨーロッパ人権条約とその解釈機関、ヨーロッパ人権裁判所を挙げなければならない。ただし、それらの条項が直接に被拘禁者に関わるわけではないが。次に、ヨーロッパ行刑規則を挙げなければならない。二〇〇六年一月に条文化されたばかりのこの勧告は、一種の拘禁指針であり、拘束力はない。むしろ、ヨーロッパ行刑規則は、加盟国に対して発想の筋道を与えるものである。最後に、「拷問及

び残虐、非人道的又は品位のない刑罰又は処遇禁止」委員会——CPTの略称の方が有名である——の活動を無視することはできない。同委員会は、一九八七年のヨーロッパ評議会による同一名称の条約により設立された。これは、ヨーロッパ評議会の人権保護システムを構成する一部分であり、主に予防的役割を保障して、ヨーロッパ人権裁判所の事後の監査という司法機構を補充する。

刑罰執行法は、一九九〇年代まで、動きのない法領域だと特徴づけえたものであり、裁判所の解釈に委ねられていた。この分野は、ここ数年で、まったくの大転換が起こり、最終段階をなすのが二〇〇四年三月九日ベルバン第二法律 (loi Pardon II) である。刑罰執行法の新たな展開は、最近、一方では行刑法のレビューにおいて(I)、他方では刑罰適用法のレビューにおいて(II)、主にヨーロッパ法の影響に関連する。

## I. 行刑法

## A. 行刑上の懲戒

刑務所内の生活は、長い間、外部の視点とくに司法のコントロールをまったく受けずにきた。懲戒的制裁の言渡しを生じさせる違反行為の実体的内容の定義がなく、行刑史の流れにおいて、刑務所長の権限が過剰であったことを特徴とす

る。受刑者は、数多くの義務に服さなければならず、それは、刑事訴訟法典の中にそして内部規則に点在する条文を根拠とするものであるが、その知識は、必ずしも受刑者に行き渡っていないかった。

ヨーロッパ法——ヨーロッパ行刑規則およびヨーロッパ人権条約——の大きな影響の下に、懲戒規定は、一九九〇年代半ばに根本的な変化を遂げた。

一九九五年二月一七日のコンセイユ・デタによる著名なマリ判決で、決定的な第一歩が踏み出された。その判決において、コンセイユ・デタは、内部的措置の理論を厳しく否定した。すなわち、内部的措置の理論により、行政裁判所裁判官は申請者による申立ての審査を回避することが許されることとなったが、まさに刑務所と軍隊兵舎がとくに偏りの生じた領域となった、と。この判決において、コンセイユ・デタは、懲戒的制裁——懲罰房での懲罰——は、非難的措置であり、行政訴訟の対象となる可能性がある<sup>①</sup>と判示した。行政裁判所判例は、一般的に内部的措置の恣意的な基礎を徐々に少なくする方向で発展してきたが、そのことが、この判例変更を引き起す一端となった。しかし、明らかに、ヨーロッパ人権条約の魅力は、十分に定着した刑務所の現状に回帰する決定について中立的ではない。マリ判決の下での政府委員の結論は、疑いの余地を残していない。そのとき、政府委員は

次のように記した。それによれば、「フランスの現行規定は、当該条約の諸規定のいくつか、すなわち第六条および第一三条に違反している可能性があるということは疑いない」。したがって政府委員の評価によれば、コンセイユ・デタが伝統的な判例を破毀したのは、「条約に関し、いくつかの点における不明確な状況に終止符を打ったという長所を示すものである」。もつとも、マリ判決の多くの評釈者は、判例の方向転換の原動力がヨーロッパ人権条約だと考えており、この条約違反の端緒に彼らは関心を寄せることとなった。

マリ判決に続き、第二段階が始まった。一九九六年四月二日のデクレは（その後も現行法であり、いくつかの点について修正されたが、それについては後述する）、刑務所における懲戒手続の進め方を根本的に改正した。それは、一九八七年ヨーロッパ行刑規則により課された一連の要請に完全に従ったものである。これを確認するには、このデクレの適用に関する一九九六年四月二日の通達の前文を参照すれば十分だろう。同前文は、ヨーロッパ行刑規則が着想の端緒だと述べている。例えば第一条の定めるところによれば、懲戒の訴えは、とくにヨーロッパ行刑規則に関するヨーロッパ評議会の勧告R（八七）三に含まれる一定の原則を満たさなければならぬ。すなわち、「規則は、懲戒的違反行為となる行

為、科されうる制裁の範囲と期間、その制裁を言渡す管轄機関、その領域で争訟を提起する機関とそれについてとられるべき手続を定めなければならない」(第三五条)。

このデクレ以来、刑務所における懲戒法を語る事ができるようになった。違反行為と懲戒的制裁は、規定の対象となり、懲戒手続自体も改正された。一九九六年の規制は、旧来の不明確さや不安定さと際立って対照的である。

違反行為は、その重さの程度が異なる三つのカテゴリーに分類される。全部で三六の違反行為が掲げられている。九つの違反行為類型が、第一級違反行為に含まれる(刑法第D二四九一条)。第二級違反行為は、一四の類型であり(刑法第D二四九二条)、第三級には一三類型である(刑法第D二四九三条)。

一九九六年四月二日の通達(第二・一一条)によれば、違反を定める規定は、三つの要求に応えなければならない。その第一が、ヨーロッパ行刑規則に適合することである(他の二つは、違反行為の法定原則の尊重および懲戒的制裁の法定原則の尊重を保障することである)。

制裁自体も規定されなければならないが、したがって、懲戒機関は、刑事訴訟法典に列挙されている制裁以外の制裁を用いることはできない。例えば、懲戒機関は、被拘禁者から読書、通信または面会を奪うことはできない。このような処分

は、現行の制裁類型には入っていないからである。

二つの特徴が、懲戒的制裁を機能させる。第一の特徴は、集団制裁の禁止である。第二は、行刑上の懲戒を制裁の個別化原則に服させることにある。懲戒委員会会長は、行為の経緯の諸事情を総合し、違反行為者の人格に適合させながら、行為の重大さにもつとも良く均衡すると思料する制裁を言渡さなければならない。

次の五つのいわゆる一般的制裁(行われた違反行為の如何を問わず適用される。警告、報酬受領の禁止、売店利用の禁止、拘禁、懲戒房への収容)と七つのいわゆる特別の制裁(すなわち、「懲戒的違反の事情に応じて」刑法第D二五一一条により、主たる制裁としてまたは一般的制裁を補充するものとして言渡すことができる)が区別される。これらの特別の制裁は、停職(八日以下)、仕事の格下げ、教育・文化・スポーツ・余暇の活動停止(二月以下)、部屋の清掃労働(四〇時間以下)、賠償労働(四〇時間以下)、機関の仲介により購入または賃借された器具すべての剥奪(二月以下)、障壁装置のない面会室への接近禁止(四月以下)である。

懲戒手続は、一九九六年以来、少なくとも外見的には、刑事訴訟法典によりさらに強固な枠組が与えられた。

懲戒手続は、違反行為の遂行を目撃しまたはそれについて情報を得た行刑官による違反行為報告書の作成により開始す

る。

施設長（または委任を受けた管理部の人員）は、訴えの不適を判断する権限をもつ。その結果、その者が手続不開始を決定すれば、報告書は関係した被拘禁者の一身書類へと整理され、あるいはその者が手続開始を望めば、その場合に調査が開始される。

調査は、行刑施設長または施設長により任命された第一看守の権限に属する。調査は、事実の実体について説明するものである。この観点で、調査権者は情報を収集し、意見を求めることができる。かくして、調査権者は関係当事者、そして証人がいれば証人から事情聴取しなければならない。

調査の後、調査権者は、施設長に報告書を提出し、施設長は、審理のために受刑者を懲戒委員会に出頭させるか、不処分とするか、または、情報の追加を請求するかを決定するのみである。受刑者を出頭させるときは、防禦準備のための法定期間を示さなければならぬ。刑事訴訟法典第D二五〇―二条末尾に、期間は三時間以上と定められている。しかし、二〇〇三年五月九日の行刑機関に関する通達は、すべての被拘禁者に懲戒委員会での防禦を準備するために四八時間を享受する権利があることを認めた。

行刑機関が、とくに秩序を乱す懲戒対象行為に直面し、早急の対応を要するときは、刑事訴訟法典により、懲戒房での

拘禁が認められる。しかし、これは、通常、一六歳未満の者には適用されない（刑事訴訟法D二五〇―三条）。いわゆる懲戒的仮拘禁にあたるこの権能は、二つの要件を尊重しながら行われる。第一の要件は、仮拘禁の決定権者に関わる。施設長または書面による委任を受けた官吏のみが、拘禁を用いることができる。第二の要件は、懲戒事件により引き起こされた侵害に依存する。懲戒的拘禁が違反行為を終了させ、かつ、施設の内部秩序を維持する唯一の方法であるという留保の下で、懲戒房での拘禁は、第一級と第二級の違反行為に關してのみ利用できる。

刑事訴訟法典が定める要件が充足された場合、懲戒房での拘禁には時間の制限がある。事情が何であれ、拘禁は二日を越えることはできない。コンセイユ・デタは、少し前に懲戒的拘禁は、内部的措置であると判示したばかりである。したがって、「その期間」や「それが一時的かつ保全的な性格か」について、被拘禁者の側からは争訟の対象としないことになる。コンセイユ・デタによれば、拘禁措置は懲戒的制裁と見ることはできない（*Cons. d'Et.*, 12 mars 2003, *Fretout*）。

刑務所における懲戒対象の違反行為について判断する機関は、懲戒委員会（古くは、裁判所 *prétoire*）である。懲戒委員会は、通常、施設長を委員長とし（刑事訴訟法第二五〇条）、三人以上の構成員をもつ。委員会長（施設長またはその委任

を受けた者)は、二名の看守である陪席者により補佐される。二名の陪席者の任命を選ぶ権限は、施設長に属する。陪席者は、「議決権のない」発言権をもつにすぎない(刑訴法第D二五〇条第二項)。

訴えられた受刑者は、自身で出頭し、書面または口頭で弁明する義務を負う。その者は、当然に証人を呼ぶ権利をもつわけではない。証人の聴聞は、これに関して裁量権をもつ懲戒委員会長の意思如何による。行政と市民との関係に関する二〇〇〇年四月一二日の法律が施行されて以来、今は、受刑者は、懲戒手続の際に弁護人またはとくに承認された受任者により援助を受けることができるようになり、司法的援助に関する二〇〇二年三月一八日の法律以来、弁護人による援助を受けることを選択した被拘禁者は、その援助を受けることができる。

いったん制裁が言渡されると、それに異議申し立てをしようとする受刑者は、決定通知の日から一四日以内に行刑局州局長に先決的な階層的異議申立を行わなければならない。州局長は、懲戒委員会長が言渡した制裁の全部または一部を変更し、または受刑者が示した論拠を認めないかを回答するのに一ヶ月の猶予期間をもつ。州局長が与えられた一ヶ月の期間内に回答しない場合は、申立人の主張は却下されたものとみなされる。一九九六年四月二日のデクレにより課された、

受刑者が裁判官に申し立てる前に必要的に踏むべき手段は、先決的行政争訟である。

しかし、受刑者は、(先決的な階層的異議申立を経ずに)急速審理により行政裁判所裁判官に直接提訴することもできる。これは、最近、判例が認めた可能性であるが、コンセイユ・デタは、厳格に、懲戒的制裁を無効とするには、基本的自由への侵害があることを根拠づけるよう命じた(Cons. d'Et. 10 févr. 2004, *Sohani*)。

刑務所におけるこの懲戒改革は、当時、プラーデル教授により的確にも「行刑法革命」と呼ばれた。実際に重要な一段階であった。学説は総じて、刑務所における懲戒法により刑法への明らかな接近が達成されたことを強調した。私は、いくつかの例しか挙げなかったが、その中の第一の例は、刑法典が設ける重罪、軽罪、違警罪の区別に做った懲戒対象違反行為の三分法である。内容的にも、刑法といくつかの類似点が存在する。法文上懲戒的違反行為の性格をもつ態度は、それらの約半数が刑法上の犯罪であると考えることができる(第一級違反についてはすべてが、第二級および第三級違反行為では数個が犯罪である)。しかし、接近が認められるのは、とくに刑法固有の概念の借用によってである。他人を危険にさらす罪に匹敵するもの(刑訴法第D二四九一条第八号および第D二四九二条第一二号)、懲戒的違反遂行の教唆に

制裁を加える可能性に近づいた共犯の概念（刑訴法第D二四九―一条第九号、第二四九―二条第一四号）、訴追される未遂が、懲戒処罰の中にも含まれている（刑訴法第D二四九―一条第四号および第六号、第D―二四九―二条第三号および第一三号、第D二四九―三条第一二号）。懲戒の領域に意図的でない違反行為が確立したことがさらに一覧表を補充する（刑訴法第D二四九―二条第一二号）。

## B. 受刑者の隔離

刑事訴訟法典第D二八三―一条は、隔離の二つの場合、すなわち関係者の請求による場合または「予防または保安」を理由とする場合を定める。この場合、決定の権限は施設長にある。受刑者を隔離する決定は、刑事訴訟法典により、非懲戒的処分だと性質決定されている。第D二八三―二条は、「隔離は懲戒ではなく、対象とされる受刑者は、通常の拘禁制度に服す」と規定する。したがって、隔離の発動は、通常の拘禁制度について受刑者に適用される規則に従って行われなければならない。また、隔離は内部的措置にあたり、このため、判例は、隔離が裁判所での争訟の対象となりえないと考えることができた。隔離には「拘禁条件を悪化させる効果はなく」、懲戒的制裁に類似するわけでもない。そこから、隔離は「性質上、対象者の法的状況に影響するものではない」

」(例として Cons. d'Et. 6 juin 2001, *Séguira*, D. 2001, Jur. p. 2785, note M. Herzog-Evans)。

隔離は、拘禁条件を悪化させる効果はなく、性質上、対象者の法的状況に影響しえない措置であると伝統的に評価されてきたが、それでも、学説はこそって、このような結論は隔離の深刻な実態を誤解しているとして批判し続けた。実際に、隔離とその帰結は、刑事訴訟法典の認める諸原則とかなり異なる。隔離に付された受刑者には、拘禁に共通する条件が維持される保障はない。実際に、これらの受刑者は、労働・教育・職業教育および余暇活動のすべての可能性を失う。このような孤立は、この処分に内在する性質上、不可避であるが、空間のあまりない小さな中庭を歩くことで、孤独はしばしば増幅される。隔離期間もまた、批判されている。長期間の隔離の効果が有害であることは争い得ない。ところが、受刑者は数ヶ月ないし数年の間、隔離処分に服することがある。このような条件の下で、隔離がそれを受ける者の拘禁条件に影響しないと認めるのは困難である。

一九九五年二月一七日のマリ判決以来、今日完全に定着している判例によれば、行政裁判所裁判官は、行刑組織および行刑機関に関する処分が非難でありうることを認めている。この性質から、司法裁判系統が改正された現在では、隔離処分について司法裁判所に提訴することができる。隔離が実際



にどのような性質かを決定するということは、この処分に付された受刑者が体験した状況の現状を評価することを意味する。行刑法は、法文上認められる諸原則とそれに基づく実務との間に深遠なギャップがあるのが特徴である。刑務所とくに顕著なこの事実は、もはや無視することはできない。行刑現場のこの特殊性は、最近の判例によって適切に考慮された。隔離決定の重大さという同じ評価基準を維持しながら、パリ控訴院は、二〇〇二年一月五日のラムリ判決とはまったく逆に、「意思に反した被拘禁者の隔離は、内部的措置ではなく、非難的決定であり、権力の行きすぎについて争訟の対象となりうる」と結論つけた。この判例変更は、同じ事案でコンセイユ・デタが原因となったものである(Cons. d'Et., 30 juill. 2003, *Remli*, D. 2003, p. 2331, note M. Herzog-Evans; *AJ Pénal*, 2003, p. 74, obs. P. Remilieux; Dr. Pénal, 2004, *comm. n. 43*)。その後、この判例変更は、行刑機関に一連の影響を与えた。とくに、行刑機関は、受刑者を強制的に隔離するため、対審手続を開始し、防禦権——とりわけ弁護人による援助を受ける権利——を尊重し、決定に理由を付することを保障しなければならなくなった。

## II. 刑罰適用法

刑罰適用法は、行刑法と同様に、ここ数年前まで有罪判決

を受けた者に対する保障がほとんどないことを特徴としていた。実際、刑罰適用判事によって採られる措置は、一九七八年九月二日の法律以来、司法行政措置だと性質決定されていた。これは、内部秩序の行政措置と同じく扱われた。この性質から、それは受刑者に対する非難とは考えられなかった。

しかしながら、コンセイユ・デタは、次第に、多くの決定が行政管轄に属さないと考えるようになった(一九九八年五月一八日のドリユエル判決により確認された刑の減軽の領域における一九九〇年一月九日のテロン判決、仮釈放に関する一九九四年一月四日のコルブ判決、外出許可に関する二〇〇一年二月九日のマルボ判決)。この判例から、刑罰適用判事の決定すべては司法裁判官の管轄に由来するということにならぬ。

二〇〇〇年六月一五日の法律まで、刑事訴訟法典第七三二—一条は、共和国検事のみが刑の変更の決定に対する争訟を提起しうることを認めていた。判例は、受刑者にはせいぜい、共和国検事が上訴を行った場合に、破毀しうる権利を認める程度だった。疑いなく、このような状況は、当事者間の武器対等を損なうものである。これは、ヨーロッパ人権裁判所(CEDH 6 mai 1997, *Landy* c/ France; CEDH 21 mai 1997 *Mathoulin* c/ France)により一般に指摘されてこゝろ。

二〇〇〇年六月一五日の法律は、ヨーロッパ法に従う方向で刑罰適用法を変える糸口となった。この法律は、仮釈放の付与の領域で（「行政庁としての」）司法省の管轄を終了させ、刑罰適用判事の採る一定の措置（施設外処遇

、半自由…）を司法裁判所に訴えられるようにした。

仮釈放について、一〇年以下の自由剥奪刑の有罪判決を受けた者に対してまたは残刑の拘禁期間が三年以下であるときは、仮釈放の許可・延期・却下または取消しは、刑罰適用判事の管轄とされるようになった（刑法第七三〇条）。刑罰適用判事は、評議部でまたはまさに当該行刑施設において対審的審理の後に裁決する。その際、施設長の意見を求めた後に、検察の請求と有罪判決を受けた者の意見を聴取する。

法律は、仮釈放地方裁判所を創設した。これは、刑罰適用判事の管轄に属しない仮釈放、つまり一〇年を超える刑で有罪判決を受けた者にかかわる措置および残刑の拘禁期間が三年を超える場合について審理することを任務とする。この裁判所は、司法官のみから構成され、有罪判決を受けた者からも共和国検事からも提訴されることができ、対審的審理の後、理由を付した決定により裁決する。対審的審理の際に、裁判所は、検察の請求、有罪判決を受けた者の意見、場合によってはその弁護人の意見を聴取する（刑法第七二二―一条）。上訴は、有罪判決を受けた者も検察も行うことができ

る。

この対審手続は、施設外処遇、半自由および電子監視の措置にも行われる。この措置が司法的性質であることは疑いがない。

二〇〇〇年六月一五日の法律は、仮釈放全国裁判所も創設した。これは、仮釈放地方裁判所による判決に対してなされた上訴を受ける任務を負う。司法権に仮釈放の過程を委ねれば、ヨーロッパ人権条約第五条違反を理由としてヨーロッパ裁判所で敗訴を受けるリスクが遠のくのは明らかである。大英帝国は、仮釈放の領域で何度か敗訴の判定を受けたが、その理由は、明らかに、受刑者の主張が、その釈放を命じる権限をもつ機関または適切な司法上の保証を伴った手続を行う機関によるコントロールを受けなければならない、ということにある（例として、CEDH *Stafford v. Royaume-Uni*, Grande Chambre, 28 juin 2002）。

病者の権利に関する二〇〇二年三月四日の法律は、刑事訴訟法典第七二〇―一条の中に、医学的理由から受刑者の釈放を早める新たな措置を創設した。刑種や刑期とは独立して、刑罰適用判事または仮釈放地方裁判所は、有罪判決の停止を言渡すことができる。仮釈放とまったく同様に、それぞれの管轄権限は、宣告刑の期間と残刑の期間に応じて決せられる（自由剥奪刑が一〇年以下の期間であるとき、また

は、本来の宣告刑の期間とは独立して、拘禁の残刑が三年未満のときには、刑罰適用判事の管轄であり、刑がこれらの年数を超えるときは、仮釈放全国裁判所の管轄となる。

刑の執行停止手続は、未成年者に適用される、裁判所による執行停止手続において同様のものが作られた（対審的審理、理由を付した決定、上訴）。しかしながら、医学的理由による刑の執行停止を言渡すことができるのは、有罪判決を受けた者が「余命の予後に関する病理学から見て、病に侵され」または「有罪判決を受けた者の健康状態が拘禁の維持と継続的に両立しえない」ことを、二人の独立した医学鑑定人が一致して証明した場合に限られる。

医学的理由による刑の執行停止は、今日、ヨーロッパ人権条約第三条を遵守するために必要な措置であるように思われる。フランスに対して下された、ヨーロッパ裁判所の二つの判決がそれを保障しうる。古くから、自由を剥奪された者の健康が自由剥奪刑の執行態様において考慮されるべき要因を成すということが認められてきた。実際、被拘禁者の健康は、とくに医学的治療機関により守られることが重要である。

伝統的なヨーロッパ裁判所判例から、二つの特別な義務が国内の行刑機関に課せられている。一つは、受刑者は、刑務所において治療されることであり、また一つは、必要な場合に行刑機関は受刑者を入院させることである。二〇〇二年三

月四日の法律よりも前の事実についてだが、二〇〇一年六月七日のパボン対フランス判決から以上のような結論になる。判決は、人権条約第三条違反はないという結論に達した。なぜならば、これらの二つの義務が遵守されていたからである。当該受刑者は、行刑施設で適切な手当てを受けていたし、必要と考えられた場合には、入院させられていた。

その後の判決において (CEDH *Mouisel v France*, 14 nov. 2002)、ヨーロッパ裁判所は、病気の受刑者の権利保護についてこれらの要求を示した。これらの二つの伝統的な要求の他に、同裁判所は、一方では、受刑者の健康状態から「特別な措置」を採る義務が生じることがあると考えている。もちろん入院が問題となるが、また、有罪判決を受けた病者が、「とくに夜間に、目を配られ監視の下に置かれる他の措置」も問題となりうる。したがって、新たな義務が国にも課されているように思われる。つまり、病気の受刑者に対する、刑務所や病院とは別の解決を選択しうる可能性（たとえ必ずしも生命の予後が明確でないとしても、非常に高齢もしくは病気またはその両方である受刑者に対し、刑の停止、電子監視、監視付き住居または施設での収容）を整備するという義務である。

他方では、ヨーロッパ裁判所は、係争中の事実が、病気の受刑者に対する刑の執行停止手続を創設した二〇〇二年三月

四日の法律が施行される前のものであることを認めた。この法律以前に存在していた可能性は、条件を満たした場合にのみ申請者に与えられることができる仮釈放請求および共和国大統領への医学的理由による恩赦の請願だけであつたと判示した。二〇〇二年三月四日のこの法律以降は、受刑者のための請願権を含む特別の釈放手続が存在する。そこで、この請願権は、このムイセル判決以来、ヨーロッパ裁判所により義務付けられている。

二〇〇四年三月九日の法律いわゆるベルバン第二法律は、ヨーロッパ人權条約の課す諸原則の統合を強調する。受刑者は、まったく独立して当事者となり、その者に関する措置すべてに対し上訴という手段で異議を申し立てることができるものとされた。この法律は、仮釈放地方裁判所と仮釈放全国裁判所を廃止し、刑罰適用裁判所を創設した。これは、刑罰適用判事と共に、第一審裁判所である。第二審で管轄をもつのは、破毀院刑罰適用部である。

今後、二〇〇〇年に司法化された措置は、明示的に「決定」(例えば、仮釈放、施設外処遇…)と性質決定される一方で、司法化されていない他の措置(刑の減輕、同伴付外出、外出許可)は、「命令」とみなされる。その性質に応じ、上訴手続が次のように異なる。

前者は、その通知後一〇日以内に刑罰適用部へ上訴するこ

とができる。上訴は、刑罰適用部により審査され、原則として受刑者が出席することなく、対審的審理の後に理由を付した判決で裁決される。裁判所は、檢察の請求と有罪判決を受けた者の弁護人の意見を聴取しなければならない。それにもかかわらず、裁判所が異なるやり方で決定を下す場合は、被拘禁者も聴取されることがある(刑訴法第七二―一三条)。

後者は、その通知後二四時間の期間内に上訴することができる。上訴は、刑罰適用部部长により審査される。刑罰適用部部长は、檢察官の書面による意見および有罪判決を受けた者またはその弁護人の意見について理由を付した命令により裁決する(刑訴法第七二―一二条)。

刑罰適用部部长は、刑罰適用判事または刑罰適用裁判所の決定結果に対して行われた上訴を審査することについても管轄をもつ。例えば、裁判所の措置(仮釈放、施設外処遇、刑の分割および執行停止、半自由、電子監視、保安期間の延長)を修正し若しくは修正を拒否する決定に対する上訴、またはこれらの措置から生じる義務は、刑罰適用部部长の下で形成されなければならない(刑訴法第七二―一一条および第七二―一二条)。このような解決は、理由を付した刑罰適用判事の命令だけで、これらの措置およびそこから生じる義務を修正しまたは修正を拒否するのに十分だということから説明される。

締めくくりに、フランスの刑罰執行法の展開に対するヨーロッパ法の影響が明らかだということを述べておきたい。一九九〇年代初頭以来、拷問禁止委員会の役割が潜在的に高まっていることが私には重要であるように思われる。拘禁に関連する諸問題に対する予防的かつプラグマティックなアプローチは、拷問禁止委員会に信頼性を与え、ヨーロッパ人権裁判所は次第に頻繁に同委員会の報告書を参照するようになってきている。ヨーロッパ人権裁判所の判例は、今世紀初頭以来、たった数年で、考え方の指針を与える生きた端緒となった。行刑規則に関しては、二〇〇六年にそれが現実化し、ヨーロッパ裁判所は将来的にだんだんとそこから着想を得てゆくだろう。

今後、「ヨーロッパ法の他に」国際法もこの影響を共に及ぼしてゆくことになろう。二〇〇二年一月二十八日、国連総会は、一九八七年六月二十六日施行の「拷問及び残虐、非人道的又は品位のない刑罰又は処遇禁止」条約に関連する随意議定書を採択した。この随意議定書は、それを批准した国々が「下位委員会」に刑務所の監査を行わせるように義務付ける。「下位委員会」の業務態様および権限は、拷問禁止委員会に類似する。さらに、批准国は、同議定書に加盟して一年以内に、刑務所を監査する国内機構を配置しなければならぬ。この国内監査機関は、必ずいくつかの権限を付与されな

ければならず（自由を剥奪された者の状況の定期的審査、勧告を行う権限）、不可侵の権利（拘禁場、処遇、その拘禁条件に関するすべての情報の獲得、すべての場所への立入り、立入り場所の選択の自由、個人的にかつ第三者の立会いなくすべての人と話をする権利）をもたなければならぬ。三〇カ国が、拷問の抑止に関する追加議定書に批准した。国連の下位委員会は、配置されたばかりであり、二〇〇七年二月に第一回会合が開かれた。フランスでは、二〇〇六年末以来、国内の刑務所の監査が次第に行われるようになっていく。これは共和国幹旋員<sup>5)</sup>に委ねられている。「拷問及び残虐、非人道的又は品位のない刑罰又は処遇禁止」条約に関する随意議定書の批准を妨げるものはない。ヨーロッパ法と国際法のおかげで、フランスは、刑務所における人権をよりよく尊重する方向に動いていることは明らかである。

〔文献一覧〕

- J.P. Céré, *La prison*, Dalloz, coll. Connaissance du Droit, 2007, 117p.  
 J.P. Céré, *Le système pénitentiaire français in Les systèmes pénitentiaires dans le monde* (Dir. J.P. Céré et C.E. Japissou), Dalloz, coll. Thèmes & commentaires, 2007, à paraître.  
 M. Danti Juan (dir.), *Les nouvelles orientations de la phase exécutoire du procès pénal*, Cujas, 2006, 253p.  
 M. Herzog-Evans, *Nouveautés du droit de l'application des peines*. Principes

〔訳注〕 山口俊夫編『フランス法辞典』（二〇〇二年）を下に加筆・抜粋した。

(1) *mesure d'ordre intérieur* 行政部局内部の日常生活に関する細部的措置で、恒常的な判例によれば、それについての越権訴訟は受理されない。

(2) *commissaire du gouvernement* 行政機関において、係争事案につき、中立的見地から、結論、評価および見解を述べることを職務とする当該裁判機関構成員。例えば、コンセイユ・デタでは、調査官または傍聴官の中から任命されるが、その呼称にもかかわらず、政府や関係行政機関の見解を代表するものではない。

(3) *recours hiérarchique* 行政不服申立の一種で、対象の措置を採った行政機関の上級機関に対する異議申立をいう。⇔ *recours gracieux*（非訟的異議申立・対象の措置を採った行政機関への異議申立）

(4) *mesure d'administration judiciaire* 裁判機関の運営に関する非裁判的措置。

(5) *mediateur de la République*、市民から国、公共団体、公施設およびすべての公務遂行機関の運営に対する請願を受ける。請願は国会議員の仲介を経て行われなければならない。斡旋員は、特定の事件につき行政機関の態度の再考を促し、行政上の取り扱い原則や実務処理についてその改善を求めて「勧告」、さらには「提案」を行うことができる。

（人文社会科学科准教授）